

平成 26 年 第 3 回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 26 年 3 月 25 日 開会

平成 26 年 3 月 25 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成26年 第3回臨時会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成26年3月25日)

○本委員会に付議した議件

- 1 議案第15号 岩見沢市教育委員会事案決裁規則の一部改正について
 - 2 議案第16号 消費税法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について
 - 3 議案第17号 岩見沢市文化センター条例施行規則及び岩見沢市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
 - 4 議案第18号 保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について
 - 5 議案第19号 岩見沢市一時預かり事業実施要綱の一部改正について
 - 6 議案第20号 岩見沢市特定保育事業実施要綱の一部改正について
 - 7 議案第21号 岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例施行規則の一部改正について
 - 8 議案第22号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について
 - 9 議案第23号 岩見沢市教育委員会委員長選挙について
 - 10 議案第24号 岩見沢市教育委員会委員長職務代理者の指定について
 - 11 議案第25号 岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
 - 12 議案第26号 岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例施行規則の一部改正について
 - 13 議案第27号 岩見沢市教育委員会の人事について
- そ の 他

○本委員会に出席した者

委 員 長	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	大 橋 弘 道
委 員	佐々木 和 子
教 育 長	舩 甚 和 俊
教 育 部 長	名 和 田 勉
学校教育・生涯学習担当次長	今 野 幸 広
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩

学校給食課長	町	田	隆
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	柴	田	勤
子ども課長	所		美穂子
緑陵高等学校事務長	佐	藤	昌明
事務局学校教育課総務係長	藤	本	耕
事務局学校教育課総務係	虎	谷	淳

午後4時00分 開会

○武蔵委員長 それでは、ただ今から平成26年第3回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、大橋委員さんをお願いします。

初めに、議案に対する提案理由について、説明を求めます。

○名和田教育部長 では、議案第15号から27号まで、一括してご説明いたします。

議案第15号、岩見沢市教育委員会事案決裁規則の一部改正について。

岩見沢市事案決裁規則の一部改正等にならい、規則の一部改正を行おうとするものであります。

議案第16号、消費税法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料を改正するため、関係する市長権限に基づく規則を一部改正することについて、意見を求めようとするものであります。

議案第17号、岩見沢市文化センター条例施行規則及び岩見沢市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料を改正するため、関係する教育委員会規則の一部改正を行おうとするものであります。

議案第18号、保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について。

国の保育単価が改定されることから、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第19号、岩見沢市一時預かり事業実施要綱の一部改正について、及びこれに関連する議案第20号、岩見沢市特定保育事業実施要綱の一部改正については、一括して説明いたします。

議案第19号及び議案第20号につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）の公布に伴い、引用先の法律の題名を改めるものであります。

議案第21号、岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例施行規則の一部改正についてと議案第22号、岩見沢市立高等学校学則の一部改正については関連しますので、一括して説明いたします。

議案第21号及び議案第22号につきましては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、市立高等学校の授業料を徴収することとし、岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例の一部改正を行うことから、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第23号、岩見沢市教育委員会委員長選挙について。

平成26年3月29日の任期満了に伴い、委員長の選挙を行うものであります。

議案第24号、岩見沢市教育委員会委員長職務代理者の指定について。

平成26年3月29日の任期満了に伴い、委員長職務代理者の指定を行うものであります。

す。

議案第25号、岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について、及び議案第26号、岩見沢市立学校給食共同調理所設置条例施行規則の一部改正については関連しますので、一括して説明します。

議案第25号及び議案第26号につきましては、平成26年4月1日付けの機構改革及び事務分掌の変更等に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第27号、岩見沢市教育委員会の人事について。

平成26年度教育委員会の人事について、同意を求めようとするものであります。

なお、議案第23号から議案第27号までの5件につきましては、人事案件等につき、秘密会にてお願い申し上げます。

以上であります。

○武蔵委員長 ただ今、日程番号9、議案第23号から日程番号13、議案第27号までの5件につきましては、人事案件並びにそれに伴う規則の改正のため、秘密会という形で会議を進行してほしい旨申出がありました。そのように進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第23号から27号につきましては、秘密会として取り扱うことといたします。

それでは、日程番号1、議案第15号 岩見沢市教育委員会事案決裁規則の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○加藤学校教育課長 それでは、私の方から、議案第15号の説明をいたします。

岩見沢市事案決裁規則との整合性を図るため、岩見沢市教育委員会事案決裁規則の一部を改正するものであります。

新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分には下線を引いております。

別表第1、共通決裁事案1、庶務に関する事案第30号中、「交通事故等の」を「交通事故その他の事故、事件等に係る」に改め、同第31号中、「交通事故等の事故報告」を「交通事故その他の事故、事件等に係る発生報告、相手方との交渉内容の報告等」に改め、同表第1、共通決裁事案2、人事に関する事案第10号中、「1週間以上の」を「7日を超える」に、「1週間に満たない」を「7日以内の」に改めるものでございます。

なお、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○武蔵委員長 ただ今、議案第15号につきまして説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「特にありません」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご意見、ご異議がないということでありますので、議案第15

号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして日程番号 2、議案第 16 号 消費税法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○柴田生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、ご説明いたします。

消費税法等の一部改正に伴い、市長部局で改正が必要となる規則 15 本のうち、市長から教育委員会に事務が委任されている 5 施設について、関係規則の一部改正を行うものがあります。

資料をご覧ください。

消費税法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の第 1 条に岩見沢スポーツセンター条例施行規則があります。第 4 条に岩見沢市総合体育館条例施行規則、第 8 条にいわみざわ公園野外音楽堂条例施行規則、第 10 条に岩見沢市民会館条例施行規則、第 12 条に岩見沢市北村環境改善センター条例施行規則があります。

いずれの規則も備付物件使用料について改正するものです。

使用料の改定方法ですが、市の他の規則と同様に、統一した方法で行われます。条例改正と同じく基本ルールを用い、現行の使用料から消費税相当額を控除し、課税標準額を求め、これに 8% を加算して 10 円未満を切り捨てております。5 本の規則全てにおいて、この基本ルールが適用されております。

また、条例改正の時にもありましたが、例外的な取扱いもございます。

1 円の位が「9」となり、小数点以下も「9」の連続となる場合につきましては、切上げをすることとなっております。この 5 本の規則の中に、全部で 9 か所該当する箇所がございました。

施行期日につきましては、条例と同じく、平成 26 年 4 月 1 日となっております。

以上、スポーツセンター条例施行規則の備付物品 43 品中 17 品。同じく総合体育館の規則、備付物品 36 品中 15 品。野外音楽堂の施行規則の備付物品 36 品中 14 品。市民会館条例施行規則の物品 127 品中 74 品、北村環境改善センター条例の施行規則、備付物品 5 品中 2 品について改定を行うものでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○武蔵委員長 ただ今、議案第 16 号についての説明がございました。

消費税の改定に伴う使用料の一部改正ということで、その基本ルールについては、ただ今説明があったとおりです。

これにつきまして、委員の皆様からご意見、ご質問ございますか。

(「ございません」という声あり)

○武蔵委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ご異議がないということでございますので、議案第 16 号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

続きまして日程番号3、議案第17号 岩見沢市文化センター条例施行規則及び岩見沢市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いします。

○柴田生涯学習・文化・スポーツ振興課長 それでは、ご説明させていただきます。

消費税法等の一部改正に伴う岩見沢市文化センター条例及び岩見沢市生涯学習センター条例の一部改正につきましては、2月の教育委員会定例会でご審議いただき、本日終了した平成26年市議会第1回定例会において議決されております。

今回は、両条例の関係規則の一部改正を行うものであります。

岩見沢市文化センター条例施行規則、岩見沢市生涯学習センター条例施行規則、いずれの規則も備付物件使用料の改正となっております。

使用料の改定方法ですが、先ほどの議案第16号の施行規則と同じく、基本ルール、例外的な取扱いともに市の他の規則と同様の方法で行われております。

先ほどと同じく、1円の位が「9」、小数点以下も「9」の連続となる例外的な取扱いとなる部分は1か所だけございます。

施行期日は、条例と同じく平成26年4月1日となっております。

以上、岩見沢市文化センター条例施行規則に規定されている備付物品118品中59品。岩見沢市生涯学習センター条例施行規則に規定されている備付物品5品中4品について改定を行うものでございます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○武蔵委員長 ただ今、議案第17号についての説明がありました。

議案第16号と同様の考え方で、関連する使用料の改正を行うということです。これにつきまして、ご意見、ご質問ございますか。

(「ありません」という声あり)

○武蔵委員長 よろしいですか。

それでは、ご異議がないということでございますので、議案第17号につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして日程番号4、議案第18号 保育の実施に関する条例施行規則の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いします。

○所子ども課長 議案第18号から議案第20号まで関連がありますので、一括でご説明してもよろしいでしょうか。

○武蔵委員長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 はい、それではお願いいたします。

○所子ども課長 それでは、ご説明をいたします。

改正点は、大きく3点ございます。

1点目は、議案第18号から議案第20号まで共通した改正内容で、国の法律の名称が改正されたことに伴うものとなります。

通常保育、一時預かり事業、特定保育事業、それぞれの保育料を定めた別表の第1階層に属する世帯の説明にあります、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の名称が変更されたため、該当部分を改正するというものでございます。

2点目は、議案第18号について。保育料の額を定めた別表基準額表の改正です。

これについては、国の基準額表見直しにあわせて実施するもので、3歳児及び4歳児の第5階層から第8階層、前年分の所得課税額5万円以上の世帯について、月額保育料が、4歳児で290円、3歳児で310円値上げとなるものでございます。

3点目は、同じく議案第18号について。別表備考第4項第2号にあります、租税特別措置法の改正に伴う条文のずれを修正するものでございます。

議案の説明としては以上になりますが、ここで、関連事項として、保育料減免取扱要領の改正についてご報告をさせていただきます。

この要領は、保育料の減免に関する事務手続き上の詳細事項を定めたものですが、今回減免対象として、新たに寡婦控除のみなし適用を加えることとなります。

配偶者と死別又は離別した場合、税法上の寡婦控除を受けることができるのに対し、結婚せずに父又は母となった場合、税法上の寡婦控除は適用されません。同じひとり親でも、婚姻歴の有無によって保育料の算定に差があるという現状を見直すため、所得税額と市民税額の課税状況を、婚姻歴のないひとり親にも、婚姻歴のあるひとり親と同じように寡婦控除をみなし適用することで保育料の負担軽減を図るというものでございます。

このことにつきましては、保育の実施に関する条例施行規則の中でうたわれているものを補完するものでございます。

以上、子ども課からご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○武蔵委員長 ただ今、説明がありました。議案第18号から第20号まで共通した案件ということで一括してご説明いただきました。

まず、議案第18号から順次進めてまいります。

ただ今、説明があったとおりですが、委員の皆様から何かご意見、ご質問ございますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議がないということでございますので、議案第18号については、原案のとおり決定といたします。

続きまして議案第19号ですが、これにつきましても、引用する法律の名称変更ということ。こちらについてはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第19号についても原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第20号についてです。ご異議はございませんか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第20号につきましても異議がないということですので、原案のとおり決定させていただきます。

それでは、続きまして日程番号7、議案第21号 岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例施行規則の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いします。

○佐藤緑陵高等学校事務長 それでは、岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。

1月の第1回教育委員会臨時会におきまして、議案第3号としてご審議、決定いただきました、岩見沢市立高等学校入学検定料等徴収条例の一部を改正する条例案を市議会第1回定例会に提案し、本日可決されたところでございます。

同条例の施行規則につきましても、所要の規定の整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。授業料の有償化に伴いまして、まず、題名中の「入学検定料等」を「授業料等」に改正しております。

以下、第1条の趣旨の条文中、「入学検定料等」を「授業料等」に、「及び第4条」を「から第6条まで」に、「入学検定料」を「授業料、入学検定料」に改定いたしまして、第2条から第15条につきましても、新たに規定を加えさせていただきました。

また、様式につきましても、第1号から第12号様式まで新たに加える形に改正したいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武蔵委員長 ただ今、議案第21号についての説明がございました。

条例については、1月の教育委員会臨時会において審議し、市議会に提出し議決されましたとおり、国の法律の改正により免除となっていた授業料を一部徴収することになったため改正を行いました。本議案は、この条例を補完する施行規則を改正するというものです。

皆さんの方から何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議がないということでございますので、議案第21号につきましても、原案のとおり決定いたします。

続きまして日程番号8、議案第22号 岩見沢市立高等学校学則の一部改正について を審議いたします。

○佐藤緑陵高等学校事務長 それでは、岩見沢市立高等学校学則の一部改正について、ご説明させていただきます。

先ほどご説明いたしました、条例施行規則の一部改正と同じく、学則内の授業料に関する規定について整備し、改正条例の施行と同時に施行いたしたいと考えております。

それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。

第21条の見出しと条文中にあります「入学検定料」を「授業料、入学検定料」に改め、「徴収方法」の次に「、減免」を加え、「入学検定料等」を「授業料等」に改めることといたしたいということでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○武蔵委員長 ただ今、議案第22号についての説明がありました。

ご意見、ご質問ありませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議がないということでございますので、議案第22号につきましては原案のとおり決定といたします。

続きましてその他に移ります。

委員の皆さんから、その他お持ちの方いらっしゃいますか。

(「ございません」という声あり)

○武蔵委員長 なければ、事務局から何かございますか。

それでは、特にないということですので、ここで一旦休憩をとらせていただきます。

(以下 秘密会)

午後4時52分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第16条の規定により、ここに署名する。

署名委員